

令和2年8月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月7日(金) 午後1時52分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員(21名)

1番	永利 春雄	2番	寺崎 廣喜
3番	(欠員)	4番	山下 芳文
5番	山田 憲二	6番	永利 昇 (欠席)
7番	大中 久敏	8番	野田 敏之
9番	山田 武二	10番	佐藤 英昭
11番	白木 治	12番	廣田 一郎
13番	米倉 一雄	14番	中原 孝司
15番	藤井 豊志	16番	柳 文子
17番	天本 徹	18番	田籠 新
19番	白木 隆弘	20番	井手 浩
21番	久光 壽子	22番	草場 小夜子
23番	伊藤 武則		

5. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 皆さんこんにちは、定刻前ですが、皆さんお揃いですので、始めさせていただきます。総会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

先月の豪雨災害では、農業への被害も発生し、被害を受けた皆さまには、お見舞いを申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症についても、先月末ごろから PCR 検査の陽性者が増加していることが報告されています。

今一度、消毒やマスクの着用など、ご注意をお願いいたします。

このような中、小郡市農業委員会定例総会を開催いたしましたところ、ご参集頂き厚くお礼申しあげます。

本日は議案 4 件、報告事項 3 件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は 21 名で、委員定足数に達しております。

なお、永利 昇 委員より欠席届が出ています。

よって、令和 2 年 8 月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくをお願いいたします。

[日程第 1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、10 番 佐藤 英昭 委員、11 番 白木 治 委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第 2 議案の審査]

○議長 これより日程第 2、議案の審議を行います。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、6 件を議題といたしますが、番号 2 の案件は議席番号 10 番委員に関する案件でございます。

農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、議席番号 1

0番委員につきましては、退席していただきますようお願いいたします。

(退席案内)

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1、2ページをご覧ください。

番号1は、干潟地内の田4筆、畑8筆、及び吹上地内の田1筆、合計13筆です。3条による無償移転で贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人)

親子間での贈与となっています。

(位置図で場所の説明)

次に、議案書の2ページ、番号2は、福童地内の田3筆です。3条による有償移転となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に番号3は、福童地内の田1筆です。3条による有償移転となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、議案書の3ページ、番号4は、福童地内の田5筆です。3条による有償移転となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は農業廃止のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

議案書の3、4ページをご覧ください。番号5は、山隈地内の田4筆、畑1筆、合計5筆です。3条による無償移転で贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人)

親子間での贈与となっています。

(位置図で場所の説明)

次に、議案書の4ページ、番号6は、津古地内の畑1筆です。3条による無償移転で贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人)

夫婦間での贈与となっています。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないものと思われま。

なお、先月開催しました地区会議に於いても、了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第1分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 それでは、議席番号10番委員の入室を許可します。

(入室案内)

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、30件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いしますが、番号13の案件は、議席番号18番委員に係る案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、議席番号18番委員につきましては、退席していただきますようお願いいたします。

(退席案内)

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明申し上げます。

番号1は、干潟地内の畑2筆です。農家住宅建築のため、転用の申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地である第1種農地に区分されます。

当初、現在地で農家住宅の建て替えを計画し、地盤調査を行ったところ、宅地の南側の擁壁部分において強度不足が判明し、現在地での建て替えを断念しましたが、隣接地の所有者からの同意を得られたため、今回の申請となったところです。

先程も申し上げましたように、当該申請地は、第1種農地に分類されます。従って、原則的には農地転用が許可できないこととなりますが、位置図でもわかりますように、周辺は住宅が密接（連たん）しているところですので、集落接続にあたり、例外規定に該当しますので、申請を

受け付けているところです。

なお、周辺農地との境界に空洞ブロックを設置するとともに、敷地内に真砂土で盛り土し、雨水排水は北側へ排水する計画となっています。また、申請地内に井戸を設置し、浄化槽を経由して、西側の市道側溝へ排水することになっています。以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

次に、番号2から議案書の16ページの番号30までは、譲渡人は異なりますが、譲受人が同一の案件ですので、併せて、説明いたします。

(位置図で場所の説明)

所在地は山隈地内及び上岩田地内で、開発面積約12万5千平方メートルの内、番号2から番号30までの農地は田3筆、畑64筆、計67筆で、面積10万6千302.74平方メートルです。倉庫の建設及び住宅の移転として申請があったものです。

当該申請地は、甘木鉄道今隈駅から概ね300メートル以内の区域は第3種農地となり、更に、甘木鉄道今隈駅から概ね500メートル以内の区域内に、申請地はすっぽりと入ることになりますが、こちらは第2種農地に該当します。また、大分自動車道筑後小郡インターチェンジの出入り口から概ね300メートル以内の区域は第3種農地に該当します。

以上のことから、本来の申請地は第2種農地及び第3種農地に分類されます。

申請地の中には、アルファベットでAからGまでの7棟の流通業務等の倉庫とそれぞれの画地に設置される調整池、また画地の外側に5か所の公園及び申請地の南東側に2戸の住宅が配置される計画となっています。

第3種農地については原則、転用可能となりますが、第2種農地については、特別な立地条件が必要となっております。

今回の申請につきましては、第3種農地に流通業務施設を設置し、隣接する第2種農地には第3種農地と同一の事業の目的に供するものとして、第2種農地の例外規定に該当します。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

なお、番号1から番号30は、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 それでは、議席番号18番委員の入室を許可します。

(入室案内)

○議長 続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転4件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の17ページをお願いします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について説明を申し上げます。

番号1は、干潟地内の畑1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構へ買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、議案書17ページ、番号2は、乙隈地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構へ買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号3は、寺福童地内の田6筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構へ買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、議案書18ページ、番号4は、寺福童地内の田1筆、畑1筆、計2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構へ買入れされるものです。

なお、(番号3及び番号4は)同一の権利者ですが(番号4は)農業振興地域外のため、別の区分となっております。

(位置図により場所の説明)

なお、譲受人は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたので、第3分科会長よりご報告をお願いします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転4件につきまして、第3分科会で慎重に審査し

た結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借について4件を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いしますが、番号2の案件は、議席番号22番委員に関係する案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりまして、議席番号22番委員につきましては、退席していただきますようお願いいたします。

(退席案内)

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の19ページをお願いいたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、利用権設定について、提案理由の説明をいたします。

農業経営基盤強化促進事業による利用権設定については、例年、年に2回、利用権設定の受付を行っていますが、補助事業等の要件を満たすために、例外的に申請を受理いたしております。

番号1は、二夕地内の田4筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間の説明)

裏作としての期間借地を設定するために申請があったものです。

(位置図により場所の説明)

番号2は、横隈地内の田3筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間の説明)

交付金申請に対して、親子間での使用貸借を明確にするために申請があったものです。

(位置図により場所の説明)

次に、議案書20ページ、番号3は、下西鯉坂地内の田1筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間の説明)

交付金申請に対して、親子間での使用貸借を明確にするために申請があったものです。

(位置図により場所の説明)

番号4は、稲吉地内の田1筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間の説明)

裏作としての期間借地を設定するために申請があったものです。

(位置図により場所の説明)

以上、該当する案件については、先月開催しました地区会議に於いて報告し、ご確認・ご了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたので、第3分科会長よりご報告をお願いします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借4件につきまして、第3分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。
何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり承認いたします。

○議長 それでは、議席番号22番委員の入室を許可します。

(入室案内)

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。  
報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の21ページをご覧ください。  
報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出7件につきまして報告いたします。

番号1は、福童地内の田5筆です。  
売買のため、合意解約されるものです。

番号2は、寺福童地内の田7筆、畑1筆、計8筆です。  
売買のため、合意解約されるものです。

議案書の22ページ、番号3は、福童地内の田2筆です。  
公共事業に伴う売買のため、合意解約されるものです。

次に、議案書の23ページ、番号4は、福童地内の田1筆です。  
売買のため、合意解約されるものです。

次に、番号5は、吹上地内の田1筆です。  
贈与のため、合意解約されるものです。

次に、番号6は、干潟地内の畑2筆です。  
贈与のために、合意解約されるものです。

次に、議案書の24ページ、番号7は、干潟地内の田3筆、畑5筆、  
合計8筆です。

贈与のために、合意解約されるものです。  
詳細につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による市  
街化区域の転用届出について、1件の報告いたします。

議案書の25ページをご覧ください。

番号1は、三沢地内の畑2筆です。

戸建て住宅2棟を建築するため、届出が提出されたものです。

詳細につきましては記載のとおりです。

続きまして、議案書の26ページ、27ページをご覧ください。

報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の転  
用届出について、8件の報告いたします。

番号1から番号3までは、譲受人が同一の物件となります。

津古地内の田4筆、畑2筆、合計6筆です。

店舗を建築するため、届出が提出されたものです。

議案書の27ページ、番号4は、大崎地内の畑4筆です。

集合住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

番号5から議案書の28ページ、番号8までは、譲受人が同一の案件  
となります。

横隈地内の畑4筆です。

宅地分譲するため、届出が提出されたものです。

詳細については記載のとおりであり説明を割愛させていただきます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項3件につきまして何か

ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 質問・意見ないようです。以上で、本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和2年8月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

令和2年8月7日(金) 午後 2時37分 閉会